

令和 年 月 日

ご入会希望者様

(公社)岐阜県建築士会事務局

### ご入会手続きについて

この度は、当建築士会にご入会希望いただきありがとうございます。  
下記のとおりご案内いたしますので、よろしくお願ひします。

#### 記

1. 入会申込書 必要事項をご記入いただき、署名・捺印の上、事務局まで提出してください。  
本会会員からのご紹介の有無について○を付けてください。  
建築士会 CPD 制度は全員参加、建築 CPD 情報提供制度は、希望する方が参加できます。
2. 建築士会 CPD 制度  
参加登録申込書 必要事項をご記入の上、入会申込書と併せて事務局まで提出してください。
3. 払込取扱票 入会申込書が事務局に届きましたら、払込取扱票を送付いたします。  
必要事項をご記入の上（裏面に注意事項あり）、最寄りの郵便局より入会金・会費等をお振込ください。  
正会員は月額1,500円、準会員は月額750円です。年度の途中からご入会の場合は、  
入会される月から翌年3月分までを納入してください。  

	入会金 (不課税)	会費月額 (不課税)	全員参加 CPDデータ登録 管理費（税込）	希望する方 情報提供制度 (税込)
正会員	3,000円	1,500円	500円	希望する場合 500円
準会員	3,000円	750円	500円	希望する場合 500円

[例] 7月からご入会（正会員の場合）  
3,000円（入会金）+@1,500×9ヶ月=16,500円
4. 口座振替依頼書 次年度から会費等のお支払いは、口座振替となります。後日図書と併せて送付いたしますので、必要事項をご記入の上、事務局までご提出ください。  
(振替日 毎年5月25日)
5. 入会の承認 入会申込書をいただいた段階では、入会は仮承認の状態です。正式な入会の可否は直近に開催する理事会で諮られます。理事会終了後に入会の可否を通知します。
6. 提出先 公益社団法人 岐阜県建築士会  
〒500-8384  
岐阜市薮田南5丁目14番地12号 岐阜県シンクタンク庁舎4階  
TEL 058-215-9361

入会処理ができましたら、図書を贈呈し、2ヶ月位後にCPDカードを送付させていただきます。

建築士会 CPD 制度とは・・建築士会会員の知識、技術に関する研鑽と倫理観の醸成のために、平成 14 年、自主的に CPD 制度を始め、意欲的な会員の支持を得て運営してきました。

平成 21 年 1 月 5 日施行の改正建築士法第 22 条の 4 の規定によりすべての建築士に対する研修を行うことが建築士会に義務付けられたことを受け、従来から行ってきた CPD 制度を大幅に改め、オープン化して非会員、建築施工管理技士の方たちにも広く門戸を開くこととしました。

CPD の実績データは行政機関での活用が建築工事の入札で広まっています。

CPD 実績証明書の活用状況は、42 県、32 市、4 町、内閣府、国土交通省、他団体です。岐阜県内では、岐阜県と岐阜市の工事入札（総合評価方式）に活用されています。

行政機関 CPD 活用状況は、（公社）日本建築士会連合会のホームページからご覧になれます。

<http://www.kenchikushikai.or.jp/data/cpd/cpd-katsuyo.pdf>

建築 CPD 情報提供制度とは・・ CPD 制度の一つで、建築 CPD 運営会議（事務局：（公財）建築技術教育普及センター）が運営しています。建築士、建築設備士、建築施工管理技士の資格を持つ方は、希望により参加することができます。

活用状況は、（公財）建築技術教育普及センターのホームページをご覧ください。

[http://www.jaeic.or.jp/pdf/kenchikucpd\\_katsuyojykyo\\_201409.pdf](http://www.jaeic.or.jp/pdf/kenchikucpd_katsuyojykyo_201409.pdf)

建築 CPD 情報提供制度の参加者が、共有プログラムの講習等を受講した場合、建築 CPD 情報提供制度にも履歴が記録されます。建築 CPD 情報提供制度への参加は、隨時受け付けています。

	建築士会 CPD 制度	建築 CPD 情報提供制度
運営	都道府県建築士会	建築 CPD 運営会議 (事務局：（公財）建築技術教育普及センター)
データ・登録管理費等	500 円／年	初年度 4,114 円 次年度 3,086 円

建築士会 CPD 参加者が、建築 CPD 情報提供制度へ参加を希望する場合の同制度の利用費は、500 円／年

CPD プログラムの形態	建築士会 CPD 制度	建築 CPD 情報提供制度
定期講習 一級・二級・木造建築士	○	○ 管理建築士講習、構造、設備一級建築士講習は除く
特別認定研修	○ すべての建築士のための総合研修など	○
法定講習	○ 管理建築士講習構造、設備一級建築士講習、	×
建設業労働災害防止協会 の講習会等	○ 足場組立て等作業主任者技能講習、など	×
認定教材	○ 会誌「建築士」など	×